

第5 固定資産の管理事務について

1. 東毛工業用水道第二浄水場計画について

東毛工業用水道第二浄水場計画は、バブル期の活況な日本経済を背景に、東毛地域への盛んな工場進出意欲に対応して、平成4年度に第二浄水場として拡張が計画され、主に平成5年度から平成9年度までの間に、用地の取得、建物・構築物の建設及び機械装置の手配等が進められてきたが、東毛工業用水道の工業用水供給は平成17年度をピークに減量が続いている状況に鑑み、平成21年度第29回群馬県公共事業再評価委員会で計画廃止決定の答申を受けている。

施設建設用地は、東部地域水道と隣接しており、一部の施設はすでに供用していることから、一部は東部地域水道での活用を見込んでいる。

この廃止に伴い生じると見込まれる国庫補助金の返還額、遊休資産の売却・除却等による損失額などの試算、この設備投資のための企業債の処理などについての方針を定め、財政的な準備を進めているところであるが、計画廃止には至っていない。

支出済み事業費は、次のとおりである。

(単位：千円)

	金額	内補助金	内企業債
土地	210,734	62,930	146,790
施設	2,023,101	495,246	1,155,410
水利権	180,372	22,217	51,500
合計	2,414,207	580,393	1,353,700

(意見27)

平成21年度第29回群馬県公共事業再評価委員会で、新規工業団地造成等による新規の水需要への対応や給水能力を変更することで事業継続との評価結果を受け、県としても同様の方向で対応方針を定め、財政的な準備を進めていることから、今後、関係機関との調整を図り、なるべく早い段階で処理を行うことが必要である。

2. 土地等の有効活用について

次のとおり事業目的の用地等が有効活用されていない事例が見受けられている。

事例1 桐生水質浄化センターの用途廃止設備の残存について

桐生水質浄化センターの焼却施設（余熱式階段炉）15t/日は、桐生市公共下水道

として昭和 63 年に設置され、その後平成 7 年度に群馬県に移管されている。汚泥脱水機の効率化を図るため、全体計画を見直し、汚泥処理方法を機熱処理・加圧脱水機・余熱式階段炉からスクリーブプレス脱水機・流動床炉へ変更している。

余熱式階段炉は耐用年数を経過しているうえ、ダイオキシン類対策特別措置法の制定により、平成 16 年度に運用を中止している。その後 8 年が経過しているが、現在も建物内に保管されており、汚泥棟内は活用されていない。

県は、平成 22 年度の計画の見直しによって、当該焼却施設を除却して、炭化炉を設置することを計画したが、その後起きた原発事故により、放射能を含んだ炭化物の販路を確保することができず、炭化炉の建設も未定となってしまっている。

事例 2 奥利根水質浄化センターの用途廃止設備の残存について

奥利根水質浄化センターのコンポスト実験棟（軽量鉄骨造、延べ床面積 232 m²）は、昭和 56 年に下水汚泥を堆肥化し、場内圃場で農産物の育成実験するために操業を開始した。その後、処理場周辺に住家が増えたことで、生産過程で生じる発酵臭が問題となり、平成 8 年に実験を打ち切っている。

当該実験棟は、平成 8 年度に完全休止後、16 年が経過しているが、現在も休止したときの状態で敷地内に設置されている。

県は、当該実験棟を今後使用しないことを決定しているため、予算確保ができた時点で単独事業として取り壊すことを検討している。

事例 3 各水質浄化センターの計画見直しによる未利用地等の発生について

社会情勢の変化による市町村の公共下水道の計画縮小、少子化による将来人口の減少、生活用品の節水化、住民の節水意識の向上等により、当初の下水処理施設の整備計画が変更されている。

奥利根、桐生、西邑楽の各水質浄化センターでは、整備計画の見直しの結果、以下のように、処理施設の系列（簡単に言うと、水処理施設の水路）の数を、当初の計画時に予定していた数より減少している。これにより、現計画ではすでに入手した土地の一部が、今後処理施設の建設敷地としては使用しないこととなっている。

	当初計画	現在計画	減少数
奥利根	6	3	△3
桐 生	6	5.5	△0.5
西邑楽	5	4	△1

下水処理場の用地に関しては、進入路との取り合い、外周道路と民地との整合、緩衝緑地の確保、周辺環境の保全等の総合的な配慮から全体の敷地形状が決まり、施設の一

部分が廃止となっても、事業を継続するためには必要な場所であり、未利用地扱いにはならない。

今回の見直しに際して、系列数の減少によっても補助金の対象要件は満たしており、補助金についての問題は生じていないが、社会情勢、処理場周辺環境の変化等を適時適切に反映した全体計画の見直しを行い、既存資産についての更なる有効活用の検討が必要となっている。

(意見28)

事業環境の変化に対応した結果、上記のような廃止した施設跡地が発生することもやむを得ないと思われるが、これらは、事業の開始、土地取得時の地元との取り決め、補助金の収受及び都市計画決定等の経緯から用途の変更や財産処分等の実施が難しく、長期間有効活用がなされていない結果となっている。

過去の経緯から、変更することの困難はあるものの、公有財産であることから有効活用すべきであることは言うまでもない。

有効活用のため、事業用としての活用を検討する場合には、その存在自体を積極的に認識し、有効活用を事業の課題として位置づけ、対応方針及び所管責任を明確にし、検討の進行管理を行う等の環境整備が望まれる。

また、検討の結果、事業用としての活用が困難であれば、未利用地として県有地利用検討委員会へ委ねることが必要となる。

3. 前橋市と交換した土地の未了交換手続について

平成6年3月に、前橋市青梨子町の調整池増設工事を実施するにあたり、現在前橋市道となっている道路敷を取り込んで既設の調整池2基と同一用地とした方が、保守管理及び防犯上望ましいため、新設する区域の外部を道路敷として前橋市と交換することとした。しかし、工事は終了したものの、交換の手続きは実施されないままとなっていた。

その後未処理であることに気づき、平成20年1月に前橋市と県央第一水道事務所において会議が行われたが、その直後に発生した水質汚濁事故の対応などにより手続きが中断され、監査日現在未だ実施されていないとのことである。

(指摘事項4)

本件については、早急に実施することが必要である。

また、工事が終了後、交換の手続きが実施されずそのまま放置されたこと、未処理に気付き協議を行ったにもかかわらず再度手続きが実施されなかったのは、なぜそうなったのか、実施すべき事項の漏れがないようチェックする仕組みを構築し、抜本的な対策

を検討する必要がある。

4. 固定資産除却の会計処理について

群馬県企業局財務規程は、固定資産の処分について、次のとおり規定している。

第五章 固定資産会計 第五節 処分

(処分の手続)

第一百八十一条 第六十五条の規定は、固定資産の処分の手続について、これを準用する。

物品の処分については、次の規定を置いている。

第四章 物品会計 第五節 処分

(処分手続)

第六十五条 事業所の物品管理者は、前条の規定により不要の決定をした物品を処分しようとするときは、第四条の規定により処分する者を除くほか、管理者の承認を得なければならない。

また、次のとおり物品の処分は課長の専決としている。

第一章 総則

第四条の三 課長は、その分掌事務に係る次の各号に掲げる事務を専決することができる。

十四 物品の処分に関すること。

(除却の業務フロー)

発電事業に関する固定資産の除却の事務フローは、次のとおりである。

- ① 除却を行う固定資産を管理している部署が固定資産除却報告書を作成し、管理総合事務所へ報告する。
- ② 管理総合事務所で内容(除却額の算定等)について確認した後、発電課へ報告する。
- ③ 発電課で再度、内容について確認、承認後、財務管理課へ報告する。
- ④ 財務管理課において、固定資産台帳からの除却と会計処理を行う。

「小平大杉バルブ室フェンス撤去工事」については、発電課長の承認が行われていたが、固定資産台帳からの除却及びその会計処理が行われていなかった。

(指摘事項5)

当該撤去工事に伴う、固定資産台帳からの除却及びその会計処理の漏れは、固定資産除却報告書について財務管理課長の合議後の管財係担当者への回付ミスが原因と考えられる。

年度末は固定資産除却の処理が集中するため、このような除却の処理漏れも発生する可能性が高いと考えられることから、財務管理課において固定資産除却報告書の受付簿を整備する等のミスを予防する仕組みを構築するとともに、当該固定資産の管理部署が管理業務の手続として、除却処理後の台帳の確認を行うことが必要である。

5. 工事実施報告書の提出時期について

固定資産の取得（備品を除く）、管理及び処分に関する事務は、群馬県企業局組織規程により、電気事業については発電課、工業用水道事業及び水道事業については水道課に分掌されている。

一方、群馬県企業局財務規程第4条第1項第5号の規定により設計金額5千万円未満の工事に係る支出負担行為の権限の委任を事業所長に委任している。これにより、電気事業及び工業用水道事業については、管理総合事務所長が水道事業については各水道事務所長が委任を受けている。

また、群馬県企業局工事事務取扱要領第45条は、委任工事を執行したときは速やかに工事実施報告書により主務課長に報告しなければならないと規定している。

管理総合事務所では、平成23年度の固定資産の取得に係る報告書を平成24年4月9日に、すべての報告書を同月25日に、各々1年分をまとめて主務課へ提出している。発電課では、管理総合事務所から報告を受け、この資料を固定資産計上及び決算書作成の基礎資料としている。

（意見29）

電気事業では、冬場の渇水期に工事を行うことにより発電量確保に努めていることから、3月の完成工事が多くなる傾向にあり、1年分の工事実施報告書をまとめて提出することが効率的であるとの判断によるものであるとのことであるが、これらの事務手続きの実態と群馬県企業局工事事務取扱要領が合わないので内容を検討し、見直しを行うべきである。

また、固定資産計上の処理は、期末の事務集中を回避するためにも事務の平準化を図り、月次の処理を検討することが望まれる。

6. 流域下水道台帳について

公共流域下水道管理者は、その管理する流域下水道の台帳を調製し、これを保管し

なければならないとされている（下水道法第23条、第25条の10）。また、流域下水道台帳は、調書並びに一般図及び施設平面図をもって組成すべきものとされている（「下水道台帳の調製について」昭和53年7月19日 建設省都下企発第73号 建設省都市局長から各都道府県知事あて通知）。

調書は、少なくとも次に掲げるものを調製しなければならないと定められており、様式例も公表されている。

- ① 総括調書
- ② 管渠延長及びマンホール調書
- ③ 接続調書
- ④ ポンプ施設の位置、敷地面積、構造及び能力調書
- ⑤ 処理施設の位置、敷地面積、構造及び能力調書
- ⑥ 法第25条の9の許可又は協議に基づき設けられた施設又は工作物その他の物件に関する調書

県では各調書は作成してあるものの、事業進捗中の処理区において、一部に時点修正されていない等の不備が見受けられる。また、既存の流域下水道台帳で必要最低限の情報は入手できるが、ひとつの調書の内容を把握するために、3～4種類の資料を見なければ情報が網羅されない場合もあり使い勝手が悪いことより、マッピングを取り入れた流域下水道台帳の電子化に取り組んでいる。

（意見30）

流域下水道台帳は、公共用施設としての下水道の管理の適正化と下水道施設の適正な把握の基本となるとともに、下水道使用者の閲覧にも供されるものであるため、下水道施設の全般の実態がわかるよう法に基づき調製し、これを保管しなければならないとされている。現在、流域下水道台帳を電子化するための作業を実施中とのことであるが、災害時の情報収集や今後の修繕計画の立案等に支障をきたすことが無いよう、早期の作成が望まれる。

7. 設備台帳（機械）について

流域下水道事業において、設備台帳（機械）は、下水道法に定められた調書ではないが、（社）日本下水道協会により作成された、下水道維持管理指針において、下水道台帳の補完図書として提示されたものである。

指針によれば、「補完図書は、下水道施設全般の維持管理業務を適正に遂行するために必要な資料として備えるもので、下水道台帳だけでは、実態等の詳細が完全に把握できないため、把握できない部分を補完するものである」とされている。

設備の維持管理は適正に行われているとのことであるが、機械台帳の整備は、これら

を計画的・効率的・網羅的に実施するためのデータとして、有効活用することができる。

県では「設備台帳（機械）」を平成 20 年度に開始された包括的民間委託に際して整備しているものの、その後の新規取得等の情報のアップデートが不十分な状態にある。

なお、現在下水道長寿命化計画に対応する新規台帳の様式を検討中である。

(指摘事項 6)

設備台帳（機械）はあるものの、アップデートが十分に行われておらず、その後の取得、除却が網羅されていない状況にある。このため、現状の設備台帳ではその機能を十分に果たすことができない。

現在、下水道長寿命化計画に対応する新規台帳の様式を検討中とのことであるが、新規台帳を早急に準備するか、あるいは平成 20 年度以降の取得、除却等について、現在使用している設備台帳を更新する必要がある。

8. 固定資産の一括計上について

水質計器取替外工事として、板倉受水点の多項目水質計とテレメータ、東部地域水道事務所のフロック形成池用残塩計、ろ過水用残塩計、テレメータの取り替えを行っている。これらの固定資産は、板倉受水点と東部地域水道事務所と異なる場所に設置してあるにも関わらず、一括して固定資産台帳に計上されていた。

(意見 3 1)

固定資産台帳は、どのような種類の資産がどこにいくつあるのかを明確にして管理する資料であることから、これらの資産は場所ごと種類ごとに登録することにより、固定資産の管理事務に活用することが望まれる。

第6 物品の管理事務について

1. 台帳上の物品と現物との確認手続及び不用物品の処理手続について

群馬県財務規則には、次のとおり物品について現品の確認手続及び不用の場合の対応手続が規定されている。

群馬県財務規則

(現品の確認)

第二百三十一条 物品管理者は、原則として毎年八月中に、物品について記録してある数量と現物との照合を行い、その一致を確認した上、必要がなくなった物品については、管理換又は不用の決定をしなければならない。

また、平成23年度の監査委員監査の結果、知事部局の規定に合わせるべく平成24年度より群馬県企業局財務規程に群馬県財務規則と同様の規定が次のとおり追加されている。

群馬県企業局財務規程

(現品の確認)

第三百五十五条の二 物品管理者は、原則として毎年8月中に、物品について記録してある数量と現物との照合を行い、その一致を確認した上、必要がなくなった物品については、管理換え又は不用の決定をしなければならない。

企業局では、平成24年度に規定された結果、すでに差異の報告がある部署もあるが、各所管部署への周知が徹底せず、未だ確認手続を実施していない部署もあるとのことである。

(意見32)

企業局では、整備された規程について、運用の徹底を行うことが必要であるが、所管課（財務管理課管財係）から、物品管理者あて適切な時期に8月末までに現品の確認手続の実施を要請し、物品管理者からは差異が無い場合又は必要がなくなった物品に該当がない場合であっても、実施結果の報告を受けるよう運用することが望まれる。

(意見33)

流域下水道事業では、毎年8月に備品管理システムの数量と現物との照合を行い、3

月末に会計局にその結果を報告しているが、実際に行った照合の証跡が残されていない。

現物との照合と共に使用状況の確認の証跡を残すことにより、使用頻度の低い物品、不用品の利活用や処分を検討することが望まれる。

2. 使用していない備品の管理について

上記の規定にもかかわらず、使用しなくなった備品が次のとおり見受けられている。

事例1 西邑楽水質浄化センター

西邑楽水質浄化センターの以下の2備品は、下水道公社の解散に伴い、平成20年度から水質検査を県央水質浄化センターで一括して実施することになったため、現在使用しておらず、メンテナンスも実施していない。

備品番号	名 称	取得日	取得価額
H11-195680	高周波プラズマ発光分析装置	H12. 1. 31	14, 154 千円
H11-195684	ガスクロマトグラフ質量分析計システム	H12. 1. 31	16, 905 千円

(指摘事項7)

国から補助金を受けている取得価額1,500万円程度と高額な備品が、平成20年度から使用見込もなく放置されている。緊急災害時等の使用可能性があるも、現在は、メンテナンスを行っていないことから、作動状態の確認に1週間程度を要し、緊急時にすぐに使用することができない状態にある。緊急災害時の使用を可能とするメンテナンス費用も考慮し、今後の利活用、売却又は廃棄処分について検討すべきである。

事例2 県央水質浄化センター

電気伝導計ソフトウェアと一眼レフカメラは現在使用しておらず、使用見込もないとのことである。

備品番号	名 称	取得日	取得価額	摘要
H11-190374	電気伝導計ソフトウェア	H10. 2. 18	693, 000 円	使用していない
H11-194597	一眼レフカメラ	S62. 8. 31	194, 600 円	使用していない

(意見34)

「群馬県財務規則」第 231 条に準拠して、電気伝導計ソフトウェアと一眼レフカメラについては、現在使用しておらず、使用見込みもないため、早期に不用の決定を行う必要がある。

次の備品は、物品管理システムの保管部署と実際の保管部署が相違していた。

備品番号	名 称	取得日	取得価額	摘要
H11-194618	空気呼吸器	S61. 3. 14	254, 200 円	奥利根に保管

(意見 3 5)

物品管理システム上、空気呼吸器の保管場所が、奥利根水質浄化センターではなく、県央水質浄化センターとなっていた。また、県央水質浄化センターの汚泥棟に保管されている備品について、県央水質浄化センターと記載されているものと、汚泥棟と記載されているものがあつた。現物確認時にも役立つよう、保管場所は正しく詳細に記載することが望ましい。

事例 3 県央第一水道事務所及び東毛工業用水道事務所

次のとおり不用処理されていないパソコンが見受けられた。

(単位：円)

	NO	取得日	取得価額	帳簿価額	
県央第一水道	142	H9 年 6 月 23 日	198, 300	9, 915	※ 1
同上	146	H11 年 11 月 8 日	662, 000	33, 100	※ 2
東毛工業用水道	77	H10 年 4 月 1 日	476, 071	23, 803	※ 3

※ 1 ほこりをかぶっており、現在使用している形跡が見られなかった。

※ 2 モニターは使用しているがハードディスクは故障による修理中とのことであり、実査時には分解されていた。通常ハードディスクの方が、値段が高いと考えられることから、ハードディスクを今後使用しない場合には一部除却等の処理が必要である。

※ 3 すでに新しいパソコンを購入しており、現在使用していないとのことである。

(意見 3 6)

上記のパソコンについては、監査手続の後、速やかな対応により除却済みであるが、使用する見込みがないものについては、群馬県企業局財務規程に準拠して、不用の決定

を行うことが必要である。

事例4 不用の決定が行われた備品の処分について

「群馬県下水道公社」の解散後、下水道公社に貸与されていた備品は備品管理台帳上、一旦下水環境課が引き上げた上で、平成20年4月新たに創設された下水道総合事務所へ管理替えを行った。使用していない備品は、毎年廃棄処理をしているとのことであるが、下記の2備品は、現在廃棄までの間、倉庫に仮置きとなっている。

品名	備品番号	保管場所	不用決済日	更新機器納入日
ファクシミリ	H11-187902	西邑楽	H23.12.1	H23.12.1
レーザーファックス	H17-883	桐生	H24.3.2	H24.3.2

(意見37)

平成23年度中に更新機器が納入され、規定に準拠し不用の決済が行われているが、廃棄の処理が行われていない状況にある。不用の決定が行われた備品については、早期に廃棄処理することが望まれる。

3. リースの契約について

県央、桐生、奥利根の各水質浄化センターは、「イオンクロマトグラフ・システム」という同一機器をリース契約によって賃借しており、西邑楽では、平成12年度の事業供用時に購入している。

県央、奥利根の水質浄化センターでは、リース契約終了後、当該機器が県へ無償譲渡される契約となっており、桐生の水質浄化センターでは、リース契約終了後、無償譲渡される契約とはなっておらず、再リース契約をすることとなっている。

各浄化センターにおいて同一の機器を利用しているにもかかわらず、各年度の費用の発生金額が異なっている。

リース契約の内容を決定するのは、各水質浄化センターの担当者であることから、人事異動等により、担当者が変わる毎にその担当者の判断によってリース契約の内容が変更される可能性（再リース契約又は無償譲渡契約）がある。

(意見38)

リース等の契約について、県として統一的な判断となるよう明確な方針を定めることにより、同一機器については、県民の公平な費用負担及び事務の標準化の観点から、同

じ契約内容とすることが望まれる。

4. 貯蔵品について

当年度の包括外部監査の対象とした企業局の3事業のうち貯蔵品を計上しているのは、電気事業だけであり、平成22年度から平成23年度まで同額で23,108千円が計上されている。

貯蔵品については、群馬県企業局財務規程で次のとおり規定している。

群馬県企業局財務規程 第四章 物品会計 第一節 通則

(物品)

第一百三十三条 この章において「物品」とは、備品、什器用具、消耗品及び貯蔵品をいう。

2. この章において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 備品 (略)

二 什器用具 (略)

三 消耗品 貯蔵品の取り扱いをしないもので定時に消耗するもの

四 貯蔵品 貯蔵品勘定に整理するもの

群馬県企業局財務規程 第四章 物品会計 第三節 貯蔵品

(庫入価額)

第一百四十九条 貯蔵品は、次の各号に掲げる額（以下「取得価額」という。）をもって庫入れしなければならない。

(庫出価額)

第一百五十条 貯蔵品の庫出価額は、先入先出法によるものとする。ただし、特別のものについては、個別法によることが出来る。

また、群馬県企業局財務規程は、第26条において勘定科目表を規定し、事業ごとに次のとおり別表において勘定科目の説明を行っている。

別表第1 電気事業会計勘定科目表（第26条関係）

款	項	目	節	説明
---	---	---	---	----

貯蔵品	事業所別	一般貯蔵品		特殊品以外のものを整理する。 「節」は、電気事業会計規則取扱要領（以下「要領」という。）に定める種類別により整理する。 諸材料を含む。
		特殊品		大容量の発電機、変圧器等であって、用途の特定されたものを整理する

別表2 工業用水道事業会計勘定科目表（第26条関係）

款	項	目	節	説明
貯蔵品	事業所別	材料		金属材料、木材、燃料、薬品等をいう
		貯蔵量水器		貯蔵中の量水器をいう。
		消耗工具、器具 及び備品		
		消耗品		文具、用紙等の事務用品等をいう。
		その他貯蔵品		廃材、用途廃止の機械器具等で上記以外のものをいう。

別表3 水道事業会計勘定科目表（第26条関係）

款	項	目	節	説明
貯蔵品	事業所別	材料		金属材料、木材、燃料、薬品等を整理する。
		貯蔵量水器		
		消耗工具、器具 及び備品		
		消耗品		文具、用紙等の事務用品等を整理する。
		その他貯蔵品		廃材、用途廃止の機械器具等上記以外の貯蔵品を整理する。

以上のとおり、貯蔵品に関しては資産計上を行い、受払記録を整備することを規定している。

また、電気事業会計規則取扱要領は、次のとおり規定している。

第四十条 構築物勘定又は機械装置勘定には、当該構築物又は機械装置の予備品として附属する物品を含めて計上するものとする。

第四十一条 第四十条の「予備品」とは、当該構築物又は機械装置の円滑な運転を図るために常備すべき最低限度のものであって、他に流用することが困難なものをいう。

平成 22 年 2 月 18 日現在で利根発電事務所において 15,150 千円、坂東発電事務所において 7,958 千円の貯蔵品を計上しており、減価償却はしていない。内容としては、予備基盤や空気冷却機などである。これらは、過年度において購入したものであり、現在購入した予備基盤や空気冷却機は、全ての発電所において予備品（固定資産処理）として統一している。

現在は、同一種類の物品が貯蔵品と予備品で混在している状況である。

(指摘事項 8)

上記のように、同一種類の物品でありながら、決算書において貯蔵品と予備品が混在している状況である。

同様の物品であれば同様の会計処理を行うべきであり、会計上貯蔵品を予備品に振替を検討する必要がある。

(意見 39)

群馬県企業局財務規程別表第 1 電気事業会計勘定科目表（第 26 条関係）の一般貯蔵品の説明に「「節」は、電気事業会計規則取扱要領（以下「要領」という。）に定める種類別により整理する。」との記載があるが、要領には該当する規定が見受けられない。群馬県企業局財務規程の見直しが必要である。なお、該当する貯蔵品を保有していないことから、実務には影響していないものと考えられる。

第7 歳入・歳出又は収益・費用に関する事務について

1. 市町村の負担する流域下水道料金について

流域下水道管理に要する費用は、県一般会計からの繰入金と市町村からの負担金を財源としている。下水道法第31条の2による市町村負担金は、「利根川上流流域下水道(〇〇処理区)維持管理費負担要綱」(以下、「負担要綱」という。)において負担方法を規定し、流域毎に県知事と関係各市町村長とで、締結している「利根川上流流域下水道(〇〇処理区)維持管理に要する費用の市町村負担等に関する覚書」(以下、「覚書」という。)で算定方法を規定している。

下水道法

(市町村の負担金)

第三十一条の二 第三条第二項又は第二十五条の二第一項の規定により公共下水道又は流域下水道を管理する都道府県は、当該公共下水道又は流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。

2 前項の費用について同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見をきいたうえ、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

県央処理区における負担要綱及び覚書は次のとおりである。

利根川上流流域下水道(県央処理区)維持管理費負担要綱(抜粋)

2. 負担金の種類、算定方法及び納入方法

(2) 負担金は、排水負担金及び公費負担金の2種類とし、それぞれ次の各号に定めるところにより算定するものとする。

ア. 排水負担金

排水負担金の額を算定する基礎となるべき排水量は、県央水質浄化センターに流入するすべての水量から公費負担の対象となる不明水量を除いた水量(以下「対象排水量」という。)とし、別に流域下水道管理者と公共下水道管理者の間で締結する覚書(以下「覚書」という。)で定める単価を乗じて算定するものとする。

イ. 公費負担金

公費負担金の額を算定する基礎となる不明水量は、県央水質浄化センターに流入したすべての水量の6分の1とし、公共下水道管理者の公費負担金は当該年度における維持管理費に12分の1を乗じて算定するものとする。

利根川上流流域下水道（県央処理区）の維持管理に要する費用の市町村負担等に関する覚書（抜粋）

群馬県(以下「甲」という。)と前橋市、(中略)榛東村(「以下、「乙」という。）」とは、利根川上流流域下水道の維持管理に要する費用の負担等において、次のとおり覚書を締結する。

1 負担金

下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 31 条の 2 第 1 項の規定により、乙が負担する維持管理に要する負担金は、次のとおりとする。

(1) 排水負担金は、当該年度の対象排水量に単価を乗じて算定した金額とする。

ア 対象排水量は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間に県央水質浄化センターに流入する排水量の 6 分の 5 とする。

イ 単価は、対象排水量 1 立方メートル当たり 63 円とする。

ただし、経済社会の状況等を勘案し、おおむね 3 年を目途に見直しするものとする。

(2) 公費負担金は、毎年度維持管理費の 12 分の 1 と相当分とする。この場合、乙のそれぞれの負担割合は、当該年度の供用開始区域面積をもとに毎年度協議する。

2 立替金

毎年度維持管理費の 6 分の 5 相当分に排水負担金が満たない場合は、その差額を立替金として、甲と乙で立替え措置を講ずるものとする。この場合の甲と乙との負担割合は、甲乙折半とし、乙のそれぞれの負担割合は当該年度に県央水質浄化センターに流入する排水量の割合とする。

なお、当該立替金は、後年度において単年度収支に黒字額が生じたときは、その黒字額で還付するものとする。但し、維持管理費に累積し黒字額が生じた場合は、当該年度の精算において返還する。返還割合は、甲乙折半とし、乙の返還割合は、当該年度の排水量割合とする。

(1) 公費負担金の県負担の適正性について

維持管理費負担金は、負担要綱により排水負担金及び公費負担金の 2 種類とされている。排水負担金は総流入量から公費負担の対象となる不明水量を除いた対象排水量に単価を乗じて算出する。雨水等の不明水量分は公費負担金として県・市町村折半で負担することとされているが、この不明水量については総流入量の 6 分の 1 と想定している。公費負担金はこの想定にもとづき維持管理費の 6 分の 1 を乗じて算定する。

$$\begin{array}{l} \text{維持管理費負担金} \left\{ \begin{array}{l} \text{排水負担金} = \text{単価} \times (\text{総流入量} - \text{不明水量}) \\ \text{公費負担金} = \text{維持管理費用} \times 1 / 6 \end{array} \right. \end{array}$$

維持管理費から公費負担金を除いた額に排水負担金が不足する場合の処理について次の定めが負担要綱、または覚書に定められている。

(A) 不足額を立替金として県・市町村折半で負担する。

(B) 不足額を不足負担金として市町村のみが負担する。

県央処理区、桐生処理区は上記(A)により処理され、奥利根処理区、西邑楽処理区は上記(B)により処理されている。立替金処理は不足額が生じる赤字状況時の立替金を黒字転換後の余剰額により返還することとしており、県の立替分についても返還することとしている。一方、不足負担金に余剰額が生じれば要綱、覚書に明文規定はないが市町村に返還されている。

県央処理区における最近5事業年度の排水負担金及び公費負担金の負担状況は次のとおりである。

(単位：千 m^3 、百万円)

		H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	
						通常分	放射能 分※2
年間総流入量	A	46,015	45,603	44,325	47,613	48,489	
負担対象排水量	$B=A \times 5/6$	38,346	38,003	36,938	39,677	40,407	
維持管理費(2月補正)	C	2,297	2,169	2,206	2,370	2,606	228
前年度分調整額 ※1	D	Δ 93	Δ 86	Δ 111	Δ 124	Δ 192	
負担対象維持管理費	$E=C+D$	2,203	2,083	2,094	2,245	2,186	228
排水負担金(市町村)	$F=63 \text{円} \times B$	2,415	2,394	2,327	2,499	2,545	
公費負担金(市町村)	$G=E \times 1/6 \times 1/2$	183	173	174	186	182	
公費負担金(県)	$H=E \times 1/6 \times 1/2$	183	173	174	186	182	
余剰額	$I=E \times 5/6 - F$	Δ 579	Δ 658	Δ 581	Δ 627	Δ 723	228
市町村負担金返還額	$J=I-K$	Δ 395	Δ 484	Δ 406	Δ 443	Δ 541	
県公費負担金返還額	$K=\Delta H$	Δ 183	Δ 173	Δ 174	Δ 186	Δ 182	
その他(市町村)	L	0	0	0	3	0	114
その他(県)	M	0	0	0	0	0	114
市町村負担額	$N=F+G+J+L$	2,203	2,083	2,094	2,245	2,186	114
県負担額	$O=G+K+M$	0	0	0	0	0	114

※1 前年度分調整額は、前年度の2月補正による維持管理費と3月確定額との差額を翌年度で調整している金額である。

※2 維持管理費に含まれる放射能処理の負担額であり、通常分とは区分して別途算出している。

上表のとおり、県央処理区では63円の単価で算定した排水負担金が維持管理費を超過していることから、維持管理費相当額をすべて市町村が負担しており、県では公費負

担金を負担していない結果となっている。また、桐生処理区についても、県央処理区と同様に県は、公費負担金を負担していない状況にある。

(指摘事項 9)

県央処理区及び桐生処理区では、維持管理費の6分の5相当分に排水負担金が満たない場合に発生する立替金の返還がすでに完了しており、最近では每期余剰金が発生している。このような状況にもかかわらず、県にも立替金がある場合の還付と同様の処理を継続(ただし公費負担金限度)しているため、結果的に県は公費負担金を負担していない状況となっている。

立替金返還完了後の排水負担金が維持管理費の6分の5を超過する額は、市町村のみに返還されるのが要綱、覚書の趣旨からして適切と判断する。

(2) 不明水率の妥当性について

雨水等の不明水については、受益者に負担させない趣旨で県・市町村が折半で負担することとされているが、総流入量の6分の1という想定は実際の不明水率とは乖離している。不明水率は下記とされている。

$$\text{不明水率} = ((\text{総流入量} - \text{有収水量}) / \text{総流入量}) \times 100$$

公費負担金が対象とする不明水量については、要綱、覚書ではどの処理区でも総流入量の6分の1とされているが、平成14年度から平成23年度までの過去10年の加重平均による不明水率は、奥利根処理区19.44%、県央処理区9.15%、桐生処理区16.50%、西邑楽処理区11.82%と試算されている。桐生処理区は6分の1相当だが、奥利根処理区は2ポイント以上高く、県央処理区は7ポイント以上低く、西邑楽処理区も5ポイント近く低いという状況にある。不明水率を実態に即して算定すると公費負担金の県負担額は処理区ごとに現状とは差異が生じることになる。

(指摘事項 10)

不明水量について、総流入量の6分の1とする想定は実態と乖離しており、現状のままでは県・市町村間の負担額は適正ではない。実態に即して負担金の適正化を図ることが必要である。

(3) 料金改定時期の妥当性について

県央処理区、桐生処理区の覚書には排水負担金の単価はおおむね3年を目途に見直しすることとされているが、県央処理区では昭和62年度から、桐生処理区では平成8年度から料金改定されていない。また、奥利根処理区でも昭和61年度の改定が最後とな

っている。

(指摘事項 1 1)

平成 23 年度の県央処理区では公費負担金の 2 倍の黒字、桐生処理区では 3 倍もの黒字が発生している。その結果、県の公費負担金さえ実質的に負担のない状況となっている点からも、排水負担金の単価を見直すべき時期が到来しているものと判断する。

2. 供給量の計測について

「群馬県水道用水供給規程」第 6 条において、「管理者は、毎月末日に量水器により承認水道事業者が使用した水量（以下「供給量」という。）の当該月分供給量及び当該年度累積供給量を決定するものとする」と定められており、毎月末に各供給地点にある流量計の値を検針している。

平成 24 年 3 月 31 日は土曜日であったため、前日に 1 日かけて各供給地点 19 か所の検針を 2 人 1 組にて実施しているが、検針値については、3 月 31 日 24 時までの供給量を事務所のモニターで確認（供給地点の流量計の値を信号で事務所に送信）し、前月末に事務所のモニターの供給量から求めた検針値に今月分の供給量を加算して求めており、各供給地点の流量計を検針した数値と大きな差がなければこの値が正しいと判断している。

しかし、流量計の数値と事務所のモニターによる検針値に大きな差が生じている供給地点が次のとおり 2 か所あった。

(単位：m³)

供給地点	流量計値 (3/30)	検針値(3/31)	差
波志江	66,797	57,654	9,143
玉村	989,205	986,190	3,015

これは、流量計の工事の際に、両者の値を合致させなかったために生じているとのことである。

(意見 4 0)

流量計の数値及びモニターによる検針値は累積値であり先月の値との差が供給量となるため、供給量の確認には問題ないが、早期に両者の値を合致させ、供給量計測値の信頼性を高めることが望まれる。

3. 使用者側の量水器本体の積算値との照合について

「工業用水道使用水量決定（検針日）について（通知）」によれば、「工業用水の使用水量の決定にあたっては、群馬県工業用水道条例第 24 条に基づき毎月定例日に算定することになっているが、この定例日を毎月末 24 時とする。ただし、毎年 9 月及び 3 月は使用者側の量水器本体の積算値との照合を行うものとする」とされている。

しかし、渋川工業用水道事務所では、平成 23 年 9 月及び平成 24 年 3 月時点で、使用者側の量水器本体の積算値との照合が行われていなかった。

（指摘事項 1 2）

群馬県工業用水道条例に基づき、量水器本体の積算値との照合を行う必要がある。量水器の点検における作業予定表等に記載がなく、実施が漏れてしまうのであれば、作業予定表等に項目を設けて失念しないような仕組みを構築することが必要である。

4. 市町村交付金の対象について

「取水施設、貯水施設若しくは浄水施設又はこれらの施設の操作、監視その他の管理の用に供する施設でこれらの施設と同一の構内に所在するものの用に供する土地」については「国有資産等所在市町村交付金法」第 2 条第 1 項により交付金の対象となる固定資産に該当すると定められている。交付金は固定資産の帳簿価額に 1.4% を乗じて計算している。

また、「水道施設に所在する市町村に供給する水量分については、下記計算式部分を交付金の対象からはずす」と定められている。

$$\text{土地面積} \times \text{当該市長村に供給する水量} / \text{当該施設の供給水量}$$

（指摘事項 1 3）

次のとおり、市町村交付金の過大支給及び過少支給の事例が見受けられている。支給の範囲等について再確認するとともに、誤りなく交付する体制整備が必要である。

事例 1

渋川工業用水道では、平成 19 年に第 2 期改築事業を行っているが、改築事業により新たに施設用地となった次の土地が、市町村交付金の対象固定資産に含まれていない。

渋川地区 土地 (単位: 千円)

資 産 名 称	取得日	帳 簿 原 価	補 助 金
原水調整地用地	H20. 4. 1	254, 178	53, 914
予備発電機室用地	H20. 4. 1	18, 468	0
合 計		272, 646	53, 914

事例 2

渋川工業用水道は、渋川市の 2 箇所の浄水場に供給しているので交付金の対象からはずす金額があると考えられる。

(意見 4 1)

固定資産台帳上「合宿所用地」とされている土地は、合宿所の廃止後、渋川工業用水道の濃縮槽の設置用地として使用され市町村交付金の支給対象とされているが、用途変更のあった固定資産は、固定資産台帳上も変更後の適切な名称に変更すべきである。

第8 その他の個別事項について

1. 利根川佐波流域下水道について

群馬県の流域下水道は、「Ⅱ 第4 流域下水道事業について」に示したとおり、4流域6処理区の12市7町1村で構成されている。再掲すると次の表のとおりである。

流域名	処理区名	構成市町村
利根川上流流域	奥利根処理区	沼田市、みなかみ町
	県央処理区	前橋市、高崎市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、榛東村、吉岡町、甘楽町、玉村町
利根・渡良瀬流域	桐生処理区	桐生市、みどり市
	新田処理区	太田市
利根川左岸流域	西邑楽処理区	太田市、千代田町、大泉町、邑楽町
利根川佐波流域	佐波処理区	伊勢崎市

このうち、利根川佐波流域は、建設当初は4市町村により構成されていたが、市町村合併により構成する4市町村がすべて伊勢崎市に合併されたことにより、構成市町村が伊勢崎市のみとなり、下水道法第2条第1項第4号の流域下水道の定義を満たすことができなくなっている。

下水道法

(用語の定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 ～ 三 (略)

四 流域下水道 次のいずれかに該当する下水道をいう。

イ 専ら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するもの

ロ (略)

これについては、「市町村の合併の特例に関する法律」(流域下水道に関する特例) 第20条のみなし規定により、平成26年度までは流域下水道として継続できることから同規定の適用過程にある。

市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年五月二十六日法律第五十九号)

(流域下水道に関する特例)

第二十条 市町村の合併により、当該市町村の合併前に下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二十五条の三第一項の事業計画に係る流域下水道（同法第二条第四号に規定する流域下水道をいう。以下この条において同じ。）により下水を排除され、又は排除されることとなる区域の全部が合併市町村の区域の全部又は一部となる場合において、当該流域下水道を管理する都道府県（同法第二十五条の二第二項の規定により当該流域下水道の管理を市町村が行う場合にあっては、同項の協議に係る都道府県）及びすべての合併関係市町村の協議が成立したときは、当該市町村の合併が行われた日から移行日（当該市町村の合併が行われた日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日までの範囲内において当該協議により定める日をいう。以下この条において同じ。）までの間、当該事業計画（当該市町村の合併が行われた日から移行日までの間に同法第二十五条の三第七項において準用する同条第一項の規定により変更したときは、その変更後のもの）に係る下水道を流域下水道とみなして、同法の規定を適用する。

利根川佐波流域下水道事業については市町村合併により1市1流域になったため伊勢崎市へ移行することとなっているが、債務等を含め資産を有償譲渡した場合、伊勢崎市は、移管に伴う多額の債務を負うことになり、市の財政に大きな負担となることが想定されている。

(意見42)

群馬県の流域下水道は、各々事業開発の時期が異なることから、4流域に区分されているものの、すべて利根川の流域である。

流域下水道事業が実施された背景には、国土の開発に伴う都市化の進行と市街地の連担、水質保全の必要性の増大といった社会情勢の変化を受け、従来の市町村単位で実施する公共下水道事業のみでなく、河川等の流域単位に基づく行政区域を超えた広域的な観点から効率的に実施することの必要性が強く認識されたためであり、本県においても利根川上流域の統一的な視点に立った流域下水道としての整備が望ましいものと考えられる。

今後、持続可能な汚水処理事業を行うためにも人口減少等の社会情勢の変化により空いた施設の有効利用として、し尿処理の一元化や、一層の広域的な観点から効率的な汚水処理事業を行っていくために、流域下水道区域の再検討をすることが期待される。

2. 建設費の回収について

流域下水道事業に関する歳出は主に、終末処理場や管渠等の建設費、汚水の処理や施

設の運営管理等に係る維持管理費及び建設費の財源として発行した県債の償還支出からなっている。建設費については、国庫補助事業として定められた国費率に基づく国の負担がある場合はその費用を除いて、県と関連市町村で1 / 2 ずつの割合で負担している。

県が負担する建設費のそのほとんどが県債であり、当該県債の元利償還金に対しては、一定の算入率に基づき地方交付税が交付される。地方交付税が交付されない分は、汚水処理にかかる経費として、使用料収入で回収するよう努力する必要があるとされており、各県の方針により料金から回収しているケースと回収していないケースがある。

群馬県の場合には、普及率が全国 36 位（平成 23 年度末）であり、建設費の回収より普及率の向上のほうが、優先順位が高いものとして、建設費の回収を行っていない。建設費の回収相当額を普及率向上のための市町村への補助と認識し、両者を相殺した結果ととらえることができる。

（意見 4 3）

この建設費の回収方針については、市町村及び受益者（下水道利用者その他の地域住民）に明確に説明し、回収すべき建設費の金額を市町村ごとに示し、補助が行われていることを周知することが望まれる。

更には、一度市町村から回収することにより、原資を確保し、改めて補助金等として県が負担する方法を採用する方が効果的ではないかと考える。

3. 包括的民間委託について

（1）概要

流域下水道事業では、国土交通省通知「下水道処理場の維持管理における包括的民間委託の推進について」（平成 16 年 3 月 30 日）に準拠して、平成 20 年度より奥利根処理区、県央処理区、桐生処理区及び西邑楽処理区の各水質浄化センターの維持管理業務に包括的民間委託の制度を採用している。

「性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン」（国土交通省 都市・地域整備部下水道部 平成 13 年 4 月 23 日）では、下水道普及率の向上と共に維持管理費の増加を予想し、従来の仕様発注では業務の効率化が進みにくいとして、効率化の推進を目的に、民間業者に施設管理に一定の性能の確保を条件として課しつつ、運転方法等の詳細については民間に任せる性能発注方式を提言している。

群馬県では、それまで水質浄化センター全体の管理を財団法人下水道公社に委託し、公社から個々の業務を民間業者に再委託していたが、公社を解散し包括的民間委託契約

に移行すると共に、委託した管理業務の履行確認その他の委託を行わない業務の遂行のために下水道総合事務所を設置している。

(2) 包括的民間委託の範囲

包括的民間委託をしている業務の範囲は次のとおりである。

包括的民間委託業務の範囲	包括的民間委託に含めない範囲
下水道施設の運転管理業務	維持管理業務の履行確認のための検査
運転管理以外の個別業務（保守点検等）	法令により民間委託できない業務（料金徴収、悪質下水の排除規制等）
消耗品等の調達、管理（薬品・燃料・光熱水費、通信運搬費）	汚泥（産業廃棄物）処理業務
小規模修繕業務	改築更新業務
	水質検査業務の一部

なお、契約期間は複数年契約が基本であることから、業者の裁量の発揮に配慮して3年としている。

県では委託業者の選定及び履行確認業務等委託できない業務もあり、これを行う人材の確保を行っている。

また、国土交通省より「下水道管路施設の維持管理における包括的民間委託の導入に関する報告書」（平成21年3月）が報告されており、下水道処理場以外の包括的民間委託として、今後の検討課題となるものと思われる。

(3) 包括的民間委託の導入効果について

同制度の導入効果について、初回の契約期間である平成20年度から平成22年度までの3年間の実績の評価を行い、「流域下水道水質浄化センター維持管理における包括的民間委託導入効果検証報告書」に整理している。

同報告書では、運転管理、維持管理費用及び電力使用量に関して検証を行い、「・・・良好な運転管理レベルを維持しつつ、コストの縮減を図っていく必要がある、そのための方策として、包括的民間委託による下水処理施設の維持管理に効果が認められた。今後は、一層の効率化に向け、下水道処理施設の運転管理及び委託契約内容の見直し検討等を継続していく必要がある。」としている。

(4) 委託業者の選定手続について

委託業者選定の入札手続は、外部有識者及び県の関係者で構成する「群馬県流域下水道維持管理包括委託総合評価審査委員会」により、①入札方法、②委託事業者選定基準、

③委託業者の評価及び決定、④入札参加資格の審査について、審議・決定している。

平成 23 年度のからの 3 年間の契約に関する入札手続参加者等は次のとおりである。

センター	奥利根	県央		桐生	西邑楽
入札参加者	A 社	A 社	B 社・C 社 JV	D 社	E 社・F 社 JV
総合評価値	100	100	92.6	100	100
	落札者	落札者	-	落札者	落札者

一般競争入札（総合評価落札方式）を採用しており、総合評価値は次のとおり計算されている。

$$\begin{aligned} \text{総合評価値} &= \text{価格評価値} + \text{技術評価値} \\ &= (\text{最低入札価格} \div \text{当該入札価格}) \times 40 \\ &\quad + (\text{当該技術評価} \div \text{最高技術評価点}) \times 60 \end{aligned}$$

入札参加者は県央が 2 社であるが他は各 1 社であり、手続は入札の形式をとっているが、競争となっていない。

また、桐生では第 1 回、第 2 回入札は予定価格を超え、第 3 回入札で成立し、西邑楽でも第 1 回は予定価格を超え第 2 回で成立している。予定価格は、個別委託の場合の積算の合計である。

結果的に落札者は、すべて既存の委託業者となっている。

なお、当該入札案件は、建設工事ではないことから、「群馬県公共工事入札監視委員会」の対象とはなっていない。

(意見 4 4)

建設工事ではないことから群馬県公共工事入札監視委員会の対象とならず、透明性を確保するために、外部の有識者を含め「群馬県流域下水道維持管理包括委託総合評価審査委員会」を組織し、一般競争入札（総合評価落札方式）を採用しているが、結果的には入札参加者が少ないことから選択の余地がなく、競争入札の実質は確保されずに、2 期目においても同一業者が落札している。

県央については 2 社の応募があったとはいえ、事前に組織体制が準備可能で大規模な業務を受注できる業者が限られており、既存の受託業者は現場環境を熟知した強みがあることから、他に相当な改善提案及びコスト改善プランを持った業者でないと入札参加意欲を持ってないことが推測される。

このような状況を見るに、今後においても、同様に競争を確保できるか懸念されるところである。同一業者が選定されることに問題があるわけではないが、事実上の競争が

行われない場合に、効率化を目指した入札結果となるか懸念される。事前に受注可能な業者の調査を行い指名競争入札の方法も検討すべきではないかと思われる。

また、予定価格は個別委託の場合の積算値となっているが、包括的委託の複数業務の一括受注による効率化相当額の掛け目を導入することも必要であると思われる。

企業局の所管する事業への包括的民間委託制度導入の可能性について

(意見45)

企業局では、施設の運転業務については、夜間休日の監視業務を民間業者に委託するか又はOBを含む嘱託職員が行っている。また、施設・機械設備等の修理、点検等についても個別に民間業者に委託している。

他県では、工業用水道・水道事業において、除塵、施設の保守点検、管路の巡視点検、沈澱池清掃、汚泥搬送、夜間休日の警備、管路の巡視点検、除草等を包括委託している事例も見受けられている。

包括的民間委託の目的は、増加が予想される維持管理費を効率化により改善することにあるが、独立採算である企業局の業務においても、総括原価を基本とする業務であり効率化を十分に意識しており、計画実施の評価視点にも挙げられている。

効率化を目的に、包括的民間委託の制度を企業局の事業で採用できるか、委託した場合の見積、コスト以外の影響も併せて総合的に検討することは有用であると思われる。

また、流域下水道事業で行った包括的民間委託の導入効果の検証は、包括的民間委託に限った方法ではなく、例えば企業局においても各事業の主要な業務について効率化の視点で年度比較等による実績検証により現在の体制の評価を行うこともひとつの方法であると思われる。

効率的な経営が行われたかという視点は、中期経営計画の評価のひとつに挙げられているが、流域下水道事業の包括的民間委託導入成果の検証までの評価は行われていないように見受けられる。

組織内で行われている活動の原価については、固定費の一部と認識され、個別の活動の原価測定を行う機会は少ないが、特定の活動について民間委託した場合との比較により、その効率性を検討することは有用であると思われる。費用大半を占める固定費を変動費化するひとつの視点でもあると思われる。

例えば包括的民間委託の場合の効率性と比較し、改善の機会を見出すことも有用であり、それを超える効率的組織であることが確認できるのであれば、更に今後の経営の自信につながるものと思われる。

4. 流域下水道事業にかかる機械・電気設備の修繕業務の規程について

現在、流域下水道事業にかかる機械・電気設備（以下「設備」という。）に関する修繕業務については、「物品等の購入に伴う業者選定及び契約事務取扱要領」に基づいて業務を実施している。この要領は、群馬県財務規則第 218 条（注）の規定に基づく調達依頼に係る、指名競争入札及び複数の者から見積書を徴して行う随意契約の実施に関し群馬県財務規則に定めるもののほか必要な事項を定め、もって指名競争入札等の公正な執行を図るとともに、事務の合理化及び契約の公正化を図ることを目的とするとされている（第 1 条）。

（注）：契約担当者は、物品管理者が供用のため必要と認めた物品の購入又は修繕をするときは、物品購入等回議書により決議を行うことができる。この場合において、県庁にあっては、(略)、物品購入依頼回議書及び物品購入依頼書兼契約締結回議書により、会計局長に物品の購入を依頼するものとする。

しかし、この規定は、数百万円程度の物品の購入を想定した規程であり、流域下水道事業のように 1,000 万円を超えるような修繕を想定した規程ではなく、そのまま設備の修繕に当てはめることはできない。

このため、実務上は「群馬県建設工事請負業者選定要領」も参考にしながら業務を行っている。この要領は、県が発注する建設業法第 2 条で規定する建設工事の請負を希望する者についてその資格を審査し、指名競争入札及び随意契約をする場合において、優秀にして確実なる工事請負業者を厳正かつ公平に選定することを目的とされている（第 1 条）。

但し、「流域下水道建設費と流域下水道管理費の区分について」（平成 16 年 3 月 1 日付下第 154-4 号）により、建設費と管理費とは明確に規定されていることから、建設工事に関する規程をそのまま当てはめることも出来ない。

(1) 建設費に係る事業

土地、工作物等の造成、製造、改造の工事、物件の移転、除去の工事等の経費で請負契約によるもの

(2) 管理費に係る事業

物品の修繕及び物品の取り替えの経費並びに建物等の修繕で、建設費に係る事業に該当しないもの

(意見 4 6)

上記のとおり、設備の修繕業務に関する規程は現状明確にされていないため、複数の要領を参考にしながら業務を実施しているのが実状である。設備の修繕は金額が多額になること、毎年度発注件数が多いことから、設備の修繕業務についての規程を設け、その規程に基づいて業務を遂行することが望ましい。

5. 施設等の耐用年数と県債の償還期間について

地方財政法第5条の2において、地方債の償還年限については建設施設の耐用年数を超えないことが定められている。現状では、公的資金の償還年限が建設施設の耐用年数を超えないよう設定されているが、標準耐用年数が50年と長い、管渠及び処理場施設が完成し、今後、標準耐用年数が10～20年と短い機械・電気設備の更新が始まることから、償還期間の調整が必要となる。

地方財政法

(地方債の償還年限)

第5条の2 前条第五号の規定により起こす同号の建設事業費に係る地方債の償還年限は、当該地方債を財源として建設した公共施設又は公用施設の耐用年数を超えないようにしなければならない。当該地方債を借り換える場合においても、同様とする。

(意見47)

資本費と資産管理の適正を図るためにも標準耐用年数と償還期間との整合性を確認する体制を構築する必要があるが、標準耐用年数が50年と長い管渠等のコンクリート構造物等について、地方債の償還期間と減価償却期間との間に差が生じる場合には、資本費平準化債の活用等、経営の健全化に向けた取り組みが望まれる。

6. 事務取扱要領の一部未整備について

各水質浄化センターは、毎月「平成〇〇年〇〇月分月報」という報告書を、下水環境課へ提出している。しかし、各水道浄化センターの報告書を閲覧した結果、報告書の様式・方法が各水質浄化センターで異なっていた。

以下は、奥利根水質浄化センターと桐生水質浄化センターの報告書の報告事項である。

	奥利根水質浄化センター	桐生水質浄化センター
1	水質試験月報	水質試験月報
2	汚泥処理設備運転状況	市町村別排出量報告書
3	汚泥運搬状況	故障事故報告書
4	市町村別排出量報告	施設見学者報告書
5	故障事故報告書	特定施設指導状況報告書
6	見学者報告書	排出設備検査結果及び接続許可報告書
7	検出結果及び接続許可報告	下水道利用状況等報告書

8	下水道利用状況等報告書	脱水ケーキ搬出状況報告書
---	-------------	--------------

この報告書の提出は、「下水道維持管理事務取扱要領」に従って行われているものの、事務取扱要領には、報告事項の詳細な内容が明記されていない。

(意見48)

報告書の提出に関して報告内容、提出時期（期限）、定時又は随時、回数等を事務取扱要領等の規程において、明確に定めることが必要であると考えます。

7. 地方公営企業決算状況調査表について

下水環境課は、毎年総務省に「地方公営企業決算状況調査表」を提出している。流域下水道事業では、地方公営企業法の非適用企業として「地方公営企業決算状況調査表」に主に以下のような項目を記載している。

10	施設及び業務概況に関する調
21	費用構成表
24	地方債に関する調
26	歳入歳出決算に関する調
32	経営分析に関する調（一）
33	経営分析に関する調（二）
40	繰入金に関する調
45	地方債年度別償還状況調

「地方公営企業決算状況調査表」の各項目には、流域下水道事業特別会計の決算数値等を記載する。しかし、流域下水道事業特別会計と「地方公営企業決算状況調査表」では、例えば、科目名が以下のように異なっている。

	科目名
流域下水道事業特別会計管理費	報酬、給与、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、負担金補助及び交付金、公課費
地方公営企業決算状況調査表費用構成表	基本給、手当、賃金、退職給与金、法定福利費、地方債利息、一時借入金利息、他会計借入金等利息、動力費、光熱水費、通信運搬費、修繕費、材料費、薬品費、路面修復費、委託料、流域下水道管理運営負担金、その他、委託工事費、附帯事業費

そのため、特別会計の決算数値を調査表の様式に合わせるように集計し直して、新たに決算数値を算定しなければならない。

(意見49)

県は、総務省から調査表の提出を求められているために、別途時間をかけて決算数値を新たに算定している。しかし、算定された決算数値を、経営分析等に有効に活用していないのではないかとと思われる。

調査表の決算数値は、国の統一的な基準で算定されたものであり、他県との比較等、経営管理指標として利用するには有益なものである。もっと調査表の決算数値を有効活用した経営分析を行う必要があると考える。

また、県の決算数値から調査表の決算数値への振替にあたっては、明確な手順書等がなく、担当者の交代時には、その担当者が前任者の作成した資料等を見ながら、試行錯誤して調査表を作成している。担当者の異動による引継等も考慮して、明確な手順書等を作成することが必要であると考えます。

8. 流域下水道事業の公営企業会計の適用について

総務省自治財政局公営企業課「地方公営企業会計制度の見直しについて（平成24年1月）」Ⅲ. 財務規定等の適用範囲の拡大等において、次のとおり述べている。

【基本的な方針】

- ① ストック情報を含む財務状況の開示の拡大を図るためには、地方公営企業法の財務規定等を適用するメリットが大きいことから、原則として、法非適用企業（地方財政法第6条の公営企業のうち法適用企業以外の企業）に財務規定等を適用することが望ましい。
- ② 地方公共団体は、財務規定等の任意適用について、積極的に検討すべき。また、財務規定等の適用にとどまらず、地方公営企業法の全部適用についても併せて検討すべき。
- ③ 更に、地方公営企業法を適用しない事業であっても、公共事業をはじめ、投資規模の大きいもの、債権・債務を適切に管理していく必要のあるもの、長期にわたり収支を考慮する必要のあるもの等については、積極的に新たな地方公営企業会計基準の活用を検討し、費用対効果等を適切に検証していくべき。また、第三セクター等の経営分析においても同様に活用されることが期待される。

また、財務規定等の適用範囲の拡大のメリットとして次の事項を挙げている。

経営成績や財政状況の明確化

① 損益取引と資本取引との区分

官公庁会計においては、管理運営に係る取引と建設改良等に係る取引の区分がされていないが、区分経理することで経営状況を明確に把握し、その分析を通じ将来の経営計画が策定できる。

② 発生主義の採用

経済活動の発生という事実に基づき経理記帳を行うため、一定期間における企業の経営状況や特定の時点における財政状況が明確になる。

出納整理期間がなくなるため、決算確定が2ヶ月早まり、前年度決算実績の当年度の事業運営への活用が容易となる。

③ 使用料対象原価の明確化

当該期間内に効果が現れる収入及び支出についてのみ損益として把握するため、期間損益計算が適正に行われる。

使用料改定を議会に説明又は住民にPRする際に、事業の財政状況及び使用料改定の必要性を明確に説明することができるため、理解を得やすくなる。

弾力的な企業経営

① 弾力的な企業経営

必要に応じ業務量の増加に伴い収益が増加する場合には、当該業務に要する経費について予算超過の支出が認められている（法第24条第3項）。

② 職員の経営意識の向上

適切な経費負担区分を前提とした独立採算制の原則が職員の意識改革を促し、経営意識を向上させる。

（意見50）

平成22年度地方公営企業年鑑によれば、平成22年度において全国の下水道事業数3,637事業のうち地方公営企業法の財務規定等を適用しているのは、406事業で全体の11.2%にとどまっているが、上記の基本方針により今後の増加が予想される。

群馬県においては、地方公営企業法の適用事業でなく、かつ、条例の定めによって地方公営企業法の適用を定めていないため、財務規定等（公営企業会計）を適用していない。また、現在のところ、公営企業会計を適用することを予定していない。

流域下水道事業は、上記の基本的な方針③記載の、公共事業、投資規模の大きいもの、長期にわたり収支を考慮する必要にあるものに該当することから、公営企業会計基準適

用によるシステム対応等の負担を克服し、上記のメリットを生かした経営を行うことが望まれる。

また、来年度以降において消費税及び地方消費税の増税が予定されているが、地方公営企業会計の適用により、消費税法基本通達 6-2-4 の規定により消費税等の節税効果が期待される。

(参考) 消費税法基本通達

第2節 特定収入の取扱い

(地方公営企業の減価償却費に充てるための補助金の使途の特定)

6-2-4 地方公営企業法第20条《計理の方法》の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業が一般会計等から減価償却費を対象とする補助金を収受する場合の当該補助金は、令第75条《国、地方公共団体等の仕入れに係る消費税額の特例》に規定する特定支出のためにのみ使用することとされている収入に該当するものとして取り扱う。

9. 運用資金の管理について

平成23年度における企業局の投資及び現金預金並びに企業債及び借入金の様子は次とおりである。

(単位：百万円)

	電気	工業用 水道	水道	団地	駐車場	相殺	合計
固定資産(投資)							
投資有価証券	3,930	-	3,465	99	-	-	7,495
出資金	50	-	-	681	-	-	731
長期貸付金	7,286	-	1,350	3,349	-	△8,513	3,472
その他投資	-	-	-	45	-	-	45
流動資産							
現金預金	23,326	1,720	7,522	5,905	22	-	38,498
合計	34,594	1,720	12,337	10,080	22	△8,513	50,242
固定負債							
他会計借入金	-	1,350	-	302	-	△1,652	-
資本金							
企業債	3,241	10,505	24,891	4,020	-	-	42,657
他会計借入金	-	1,970	1,860	2,180	849	△6,861	-

合計	3,241	13,826	26,752	6,502	849	△8,513	42,657
----	-------	--------	--------	-------	-----	--------	--------

企業局では、資金運用を適正に行うことを目的に、預金を対象とした運用については、「群馬県企業局資金運用指針」（平成14年3月12日）、債券を対象とした運用については「群馬県企業局債券運用指針」（平成21年4月1日）を整備し、「企業局資金管理検討委員会設置要領」に基づき、企業局長、総務課長、財務管理課長及び経営企画室長を委員とする委員会により資金管理に係る方針その他の必要な事項について審議する体制が整備されている。

上記の表のとおり企業局全体では、7,495百万円の投資有価証券と38,498百万円の現金預金により42,657百万円の企業債を全額返済可能な状況にあるが、ペナルティなしで返済可能な企業債は、平成19年度に実施された公的資金補償金免除繰上償還により23年度までに償還している。

特に電気事業では、長期間にわたる業務実績の累積、大規模な設備更新の期間が長期間に亘ることなどにより、上記の投資及び現金預金残高は資産総額の50%程度を占めている。現金預金は、定期預金及び一般会計への短期貸付資金として運用され、長期貸付金は、主に企業局の他の事業の設備資金として活用しており、残額を債券投資等により運用している。

しかるに、各事業は耐用年数が長期に亘る施設の設備投資の規模が大きく、今後の取替更新のための必要資金も多額となる。各事業の有形固定資産の減価償却の実施状況は次のとおりである。

減価償却資産の減価償却実施状況 (単位:百万円)

	取得価額	減価償却累計額	簿価
電気事業	80,041	47,344	32,697
工業用水道事業	30,699	9,998	20,701
水道事業	85,087	29,455	55,631
合計	195,829	86,797	109,029

電気事業、工業用水道事業及び水道事業は、必要不可欠なライフラインとして長期に安定して事業を継続することが求められることから、一定の設備を常時維持管理することが必要であり、現有設備を維持するとすれば、減価償却累計額相当額の資金が必要となる。

(意見51)

企業局全体では、施設設備の取替更新等のはざまに生じる余裕資金を、一般会計への貸付等できるだけ安全確実な方法により運用しており、新規事業等の必要資金について

も迅速に対応可能な状況にあるが、施設設備の更新資金として減価償却累計額相当額が一時に必要となるわけではないことから、延命化実施後の実質的耐用年数を見積もり、例えば機械設備 70 年、コンクリート施設 100 年等として試算した場合の取替更新に必要な時期と資金の試算を行い、現在の保有資金が、今後の建設、設備更新等の計画、自己金融資金の増加等から、どのような状況にあるか把握し、必要な対応を図ることが望まれる。

10. 専門家の活用について

公営企業は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の課税対象事業であり、消費税等の申告を行っている。担当者は、前任者から引き継いだ消費税の計算資料をもとに税制改正等を考慮しながら、申告事務を行っている。

税務申告は、高い専門性が必要とされ、特に特定収入のある場合の消費税等の申告手続は繁雑である。

また、地方公営企業会計基準の改正により、適用される会計処理基準も一般企業と同様に複雑化してきている。

（意見 5 2）

毎事業年度、専門家を利用することは、必ずしも必要ないかもしれないが、業務内容の異動、制度改正等があった場合には、専門家を利用することを検討することも有用であると考えます。

第9 会計処理等について

1. 会計方針に関する規程の整備について

地方公営企業法施行規則（改正前）は、会計規程について次のとおり規定している。

（会計規程）

第1条 地方公営企業の管理者は、地方公営企業法第10条の規定による企業管理規程で当該地方公営企業の会計事務の処理に関し必要な会計規程を定めなければならない。

企業局では、上記の会計規程として群馬県企業局財務規程を定めている。群馬県企業局財務規程における主要な会計方針に係る規定は次のとおりである。

群馬県企業局財務規程

第四章 物品会計 第三節 貯蔵品

（庫出価額）

第百五十条 貯蔵品の庫出価額は、先入先出法によるものとする。ただし、特別のものについては、個別法によることができる。

第五章 固定資産会計 第四節 減価償却

（償却の方法）

第百七十五条 減価償却は、定額法により償却するものとし、有形固定資産は間接法により、無形固定資産は、直接法により償却するものとする。

① 貯蔵品について

上記のとおり規定されているも、過年度に電気事業で計上されたものがあるが、現在薬品、燃料等の消耗品は、貯蔵品処理されていないことから該当の事務は行われていない。

② 有形・無形固定資産について

定額法による減価償却の方法が規定されているも、現在、電気事業及び工業用水道事業で採用されているみなし償却制度については規定されていない。

③ 有価証券について

資金運用として国債等の債券を保有し、償却原価法による評価が行われているが、有価証券に関する評価基準及び評価方法は規定されていない。

④ 引当金について

監査対象とした3事業の引当金の計上状況は、次のとおりである。
計上基準は、財務規程で定めず、別途の規定によっている。

平成23年度引当金の計上状況 (単位：百万円)

事業	電気	工業用水道	水道
退職給与引当金	1,362	296	475
修繕準備引当金	1,260	610	2,744
濁水準備引当金	436	-	-

各引当金の計上根拠規定等は次のとおりである。

(イ) 退職給与引当金

IV 第9 3 (2) 退職給与引当金の計上不足について参照

(ロ) 修繕準備引当金

工業用水道事業及び水道事業を対象として「修繕費予算計上及び修繕引当金に関する基準」を定めて計上している。

電気事業では、東京電力㈱との交渉により原価算入することが合意された修繕費のうち未実施修繕相当額を計上している。

(ハ) 濁水準備引当金

電気事業において、「群馬県企業局濁水準備引当金取扱要領」を定めて計上している。

⑤ 収益及び費用の計上基準について

当該計上基準は規定されていない。

(意見53)

決算書の作成方針として、資産の評価方法及び評価基準、収益及び費用の計上基準及び引当金の計上基準等重要な会計方針について、群馬県企業局財務規程等において規定することが望まれる。

2. 電気事業の会計方針について

従来、総括原価方式により、必要と認められた費用はすべて価格に反映することが可能であったが、固定価格買取制度においては、販売価格と原価が切り離される。

発生主義の会計処理を行うまでもなく、発生費用はすべて価格に反映されていることから、費用収益は対応しているといえたが、固定価格買取制度のもとでは、発生主義の費用計上により費用収益の対応が必要となる。

電気事業においては、発電した電力の販売先はすべて東京電力㈱であり、同社に対す

る販売価格は、卸供給業事業者として「卸供給料金算定規則」に準拠して計算され、詳細について、別途の合意がおこなわれ売電価格に反映しており、価格に反映した金額により決算が行われることから、本来必要とされる金額とは異なる金額で決算処理されている事例が見受けられている。

この差額は、会計上は発生主義により期間費用として認識されるべきと思われる費用が、総括原価方式では、契約により販売価額の直接原価として認識され、合意年度の収益と費用が対応されることの相違である。次の事例が見受けられる。

① 退職給与引当金

別途（IV 第9 3（2）退職給与引当金の計上不足について）に記載のとおり、合意された原価に基づき売電価格が決定されることから同額で決算処理が行われるが、本来将来支給額の見積額の当該年度対応額を引当計上すべきである。

② 修繕準備引当金

現状では、当該年度に必要な修繕に必要な金額として東京電力㈱と合意した金額から当該年度に行った修繕費の額を控除した金額（原価に織り込まれたにも係らず、翌年度以降の修繕費として見込まれる）を引当金に繰り入れ、翌年度以降に修繕を行った場合に目的使用として取り崩している。

修繕引当金残高は5年間で半減している。

（意見54）

会計の機能は、販売価格の計算に必要な資料を提供することもあるが、企業局の会計方針は、会計基準に準拠して、企業局の経営成績と財政状態を適正に表示するものでなくてはならない。

従来、総括原価方式の下で実務的な問題は生じていないものの、販売価格の一部に固定価格買取制度が導入されることから、原価と売電価格が切り離され、予算年度における回収が保証されなくなることもあり、総括原価方式の対象となる発電所分についても、費用認識基準を決算目的と売電価格決定目的に分離し、決算は、公正妥当な会計処理基準に準拠して実施し、これに含まれる売電価格決定目的から原価算入年度の相違する原価について調整計算（決算上の原価で売電価格合意原価でないものを決算上の原価から減算、決算上の原価ではないが売電合意原価を決算上の原価に加算）を行い総括原価の算定とすることが望まれる。

（意見55）

渴水準備引当金は、会計的な必要性から計上しているものではなく、引当が必要な事業者について法令で規定された引当金である。

現在は、卸供給事業者として湯水準備引当金の対象とはなっていないが、従来の制度を踏襲して同様に引当金を計上している。

法令で強制されていないことから、計上の根拠がなくなっており、今後の引当て処理には疑問がある。今後の法令等の動向に留意が必要である。

3. 企業局の退職金について

(1) 退職手当の計算方法について

企業局を最後に退職する職員は、県への入庁から退職まで継続して企業局に在籍していたわけではなく、異動や転籍等により他の部署の勤務も経験している。現在、退職手当は、退職時の給与金額に在職月数に応じて決められた支給率を乗じた金額を退職時に在籍した部署において負担することとなっている。

(意見 5 6)

各部署間の負担関係を適切に示すために、企業局における在職期間と企業局以外の在職期間を反映させた基準をもとに、退職給与を各部署または事業にて負担すべきである。

収支会計を基本とする地方公営企業会計基準の適用外の部局は、この必要がないが、地方公営企業会計基準適用部門の財務及び損益の適正な把握のためには、全庁的検討が必要である。

(2) 退職給与引当金の計上不足について

企業局では地方公営企業法に基づいて、退職給与引当金を設定している。平成 23 年度の退職給与引当金の計上状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

事業	引当基準額 (a)	当年度 支給額(b)	引当額 (c=a-b)	H22 年度末 累計額 (d)	H23 年度末 累計額 (e=c+d)
	* 1		* 2		
電気	256, 395	138, 395	117, 999	1, 244, 766	1, 362, 766
水道	113, 195	84, 376	28, 819	446, 368	475, 187
工業用水道	34, 346	27, 052	-	296, 825	296, 825

*1 水道事業および工業用水道事業においては、毎年の昇給率等を加味して年度末の退職給与総額の増加額を計算している。

*2 電気事業においては、電力会社への売電価格の基礎とされた金額である 256 百万

円から当年度支給額（b）を差し引いて退職給与引当金繰入額が計算されている。

工業用水道事業においては、退職給与引当金の 22 年度末累計額（d）が所要額に達しているため 23 年度には繰入れしていない。

以上のように、事業ごとに退職給与引当金の計上方法が異なるのは、各事業の料金設定において採用されている基準をそれぞれの会計処理上も採用しているためである。

（意見 5 7）

貸借対照表に計上されるべき退職給与引当金は、各事業年度末に各団体、事業が負担すべき退職金見積額を計上すべきと考えられる。上記の計算法により計上された退職給与引当金は事業年度において負担すべき金額を適切に表したものとはいえない。

平成 24 年 1 月の改正後の地方公営企業法施行規則においては、退職給付引当金の計上が求められており、「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」によると、在職者全員の自己都合要支給額がまかなわれるように退職給付引当金を計上する方法が認められている。そのため、改正後の会計基準が適用される平成 26 年度以降は、定められた方法に基づき、退職給付引当金が自己都合要支給額を適切に表す計上方法へ変更することが望ましい。

なお、平成 23 年度企業局給与月額データ（285 名、うち再任用 4 名）に基づき自己都合要支給額を計算すると、電気事業で 86 百万円程度、水道事業で 248 百万円程度の退職給与引当金計上不足額がある。

4. 東部地域水道における八ッ場ダム負担金の会計処理について

東部地域水道及び東毛工業用水道は、八ッ場ダムの水利権を前提にダム建設期間中は暫定水利権として既存の他の水系のダムから表流水の融通を得て事業が行われている。

東部地域水道の八ッ場ダムに係る建設費負担金は、平成 16 年度までに 4,084,129 千円支出されているが、取水規模が当初計画に比べ半減した結果、確定総額は 2,343,654 千円と大幅に削減され既支払額は確定総額に対し 1,740,475 千円の支払い超過となっている。これにより平成 17 年度以降の負担金支出は発生せず、この超過額については、国土交通省において県央第二水道の八ッ場ダム建設負担金の支払額と相殺する形で処理が行われている。

建設費負担金の既支払額 4,084,129 千円のうち平成 13 年度までの支出額 2,816,840 千円については、平成 14 年 4 月 1 日に建設仮勘定から本勘定であるダム使用権勘定に振替され、以後每期償却処理が行われているが、本勘定振替額は現在の確定総額を 473,186 千円超過している。最終的なダム使用権の取得価額が現在の確定総額となった場合には、償却計上も過大となる。

建設負担金の既支払額 4,084,129 千円のうち、平成 14 年度以降の支払額 1,267,289 千円については、建設仮勘定に計上されている。

既支払額	A	4,084,129	千円
確定額	B	2,343,654	
過払額	C=A-B	1,740,475	
本勘定振替額	D	2,816,840	
本勘定振替額超過額	E=D-B	473,186	
建設仮勘定残高	F=A-D	1,267,289	

東毛工業用水道においても、同様に平成 14 年度に既支払額の償却を開始している。

(意見 5 8)

八ッ場ダムに係る建設負担金は、本来はダムの供用開始後に確定額を建設仮勘定から無形固定資産のダム使用权に振替し、償却を開始すべきであると考えられるが、ダム建設自体が長期間保留されるなど、見通しが立たない中で供給水価格への影響、財務の健全性等を考慮し、未確定額ではあるが暫定的に償却を開始したことは、やむを得ない判断であったと思われる。

八ッ場ダム建設負担金を支払い、この建設計画へ参加することにより暫定水利権として既存のダムからの供給を受けることが可能となっている。建設期間中の建設負担金は、経済的には暫定水利権の対価とも考えられ、この支払により受けている原水の原価としてすでに発生しており、建設期間及びダムの耐用年数の合計期間で償却することもひとつの方法と考えられる。

確定額を前提に償却超過額の修正を行うことが必要である。

5. 人件費及び経費の適正配賦について

事例 1 流域下水道事業

下水道総合事務所には、各水質浄化センターの事務をとりまとめて処理する共通の事務職員がいる。各水質浄化センターの下水道料金を算定するために、共通の事務職員に関する人件費を各水質浄化センターへ配賦している。

下水道総合事務所の内規である「下水道総合事務所共通経費の取り扱いについて」では、下水道総合事務所の共通管理職員の人件費は、以下のような按分割合で配賦すると規定している。

処理区	県央	桐生	奥利根	西邑楽
按分割合	0.7	0.1	0.1	0.1

- ・按分方法は、平成 21 年度の各処理区の予定流入量である。
- ・流入量に応じて、事務量が変動することを前提としている。
- ・按分割合は、平成 21 年度に決定したのち、その後変更が行われていない。

仮に、按分方法を平成 23 年度の予定流入量割合で計算すると、以下のような按分割合となる。

(単位：千 m^3)

処理区	県央	桐生	奥利根	西邑楽
予定流入量	48,480	6,257	4,625	2,641
按分割合	78.2%	10.1%	7.5%	4.2%

「下水道総合事務所共通経費の取り扱いについて」の規程によれば、桐生と西邑楽の按分割合は、1：1 となっている。しかし、平成 23 年度の予定流入量割合で按分割合を計算すると、桐生と西邑楽の按分割合は、10.1：4.2 であり、両者に 2 倍超の乖離がある。

(意見 59)

一概に職員の事務量を予定流入量の増減だけで判断することはできないが、予定流入量が増減し一定の割合以上の乖離が見られる場合には、按分割合を見直す必要がある。

「下水道総合事務所共通経費の取り扱いについて」の規程には、どのような場合に按分割合を見直す必要があるかという条項がない。当該規程において、按分割合を見直す基準を明確に定めることが必要であると考えます。

また、現在は、単純に予定流入量をもとに按分割合を算定しているが、流入量の増減にかかわらず固定的な事務処理もあることから、按分割合の下限值（例えば最低 10%）を定める方法も含め、役務提供料を計る他の合理的な方法をする検討することが望まれる。

事例 2 企業局

企業局の総務課の人員費及び経費は、工業用水道事業、水道事業、団地造成事業及び駐車場事業には配賦されていない。また、財務管理課の人員費及び経費は、工業用水道事業、水道事業に配賦されていない。

(意見 60)

総務課及び財務管理課は各事業に役務を提供していることから、各事業の業績を正しく把握するために、人員費及び経費について実際の役務提供割合に応じて配賦すべきで

ある。

6. 建設準備勘定及び水利権について

過年度に資産処理された建設準備勘定及び水利権について、内容の見直しが行われていないものが見受けられている。

事例1 建設準備勘定について

電気事業会計関係法令において、建設準備口は下記のように定められている。

電気事業会計規則 第二章 第1節 通則

第3条 事業者は、次節から第五節までに定めるもののほか、別表第一によって勘定科目を分類し、かつ、別表第二によって貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表を作成しなければならない。

別表一 (IV) 固定資産仮勘定 建設仮勘定

電気事業固定資産建設準備口

電気事業固定資産の建設工事の実施が確定する前に予備測量、調査その他建設準備のために要した金額を工事件名別に整理する勘定である。

平成23年度群馬県電気事業貸借対照表の建設準備勘定には、519,254千円が計上されている。

建設準備勘定の内容としては、水力発電(地質調査委託、流量観測調査委託等)423,860千円、ごみ発電(高効率廃棄物発電事業化調査委託等)35,800千円、地熱発電(ボーリング負担費、地質調査等)57,045千円、風力発電(風況調査等)2,537千円他である。

水力発電は、それぞれ吾妻水系113,442千円、赤谷川水系8,736千円、片品川水系81,307千円、渡良瀬川水系127,880千円、利根川水系92,494千円と水系ごとの内訳は把握しているが、水系の中の場所別内訳は、整理できていない。

なお、ごみ発電、地熱発電等は、各々1か所であるため対象場所は特定されている。

(指摘事項14)

建設準備勘定の内容は、今後発電所を建設できるか否かを確認するために行った調査研究の費用である。現在の水系ごとの内訳は把握しているが、場所別の明細の整理が行われていないことから、発電所の建設が実現しても本勘定に振替えるべき金額を特定することができない状況にある。建設準備勘定に計上する場合には、本勘定への振替え可

能な資料整備を行うべきである。

また、調査研究の段階では、事業化を前提に調査を行っているため、仮勘定の資産として計上しておくことは容認できるが、建設準備勘定の中には、様々な問題により、当初の計画に比し進捗が大幅に遅延し事業化される可能性が低くなっている案件もある。これらについては、資産計上を適時に見直すことが必要である。

(意見61)

なお、建設準備勘定の内容は、発電所を建設できるか否かを検討するために行った調査研究の費用であり、調査研究段階では、当該案件が事業化されるか否かは不明であり、民間企業の会計処理と同様に支出時に費用処理する方法も検討に値するものと思われる。

事例2 管理総合事務所の水利権について

発電所制御の統合化を図るため現管理総合事務所を建設することを目的に、平成4年度に実施された「発電所統合化計画基本設計業務委託」の委託料が、次のとおり無形固定資産に「水利権」として計上されている。

固定資産台帳上の取得日	:	平成9年4月、取得価額 18,469 千円
同 償却期間	:	20 年
平成23年度末残高	:	4,616 千円

平成9年当時に、水利権処理を行った根拠は不明であるが、管理総合事務所は、従来各発電所で行っていた業務を集中管理することによる業務の効率化を目的に設置されたものであり、繰延処理することを意図し便宜的に当該科目を使用したものと推察される。

当該処理について、現在の所管課は、当該費用は管理総合事務所の建設工事費の間接費として、他の間接費と共に関係資産への精算振替を行うことが、最も適切な会計処理であるとの見解であり、無形固定資産についてその内容を決算等において見直しが行われていれば、異なる処理となっている。

(意見62)

平成9年度から毎期決算書の固定資産明細書の無形固定資産に「管理総合事務所水利権」として計上されてきているが、平成24年度から開始された群馬県企業局財務規程第135条の2に規定している現品の確認手続きと同様に、無形固定資産についても、決

算時にはその内容と価値の有無とを確認することが望まれる。

7. 工事の精算に伴う減価償却費の過年度修正について

平成 22 年度には、工事の精算に伴う 10 百万円を超える減価償却費等の過年度修正が以下のとおり 4 件発生している。

(単位:千円)

	事務所	工事名称	科目	金額
(1)	渋川	事務所改築事業	過年度損益修正損	41,750
(2)	渋川	上郊増強工事	過年度損益修正損	15,553
(3)	東毛	事務所拡張事業 (1次~5次)	過年度損益修正益	131,224
(4)	東毛	事業所拡張事業 (6次~10次)	過年度損益修正益	92,138

これは、工事の途中で事業の用に供したことから、その時点で本勘定に計上して減価償却を開始していたが、工事が終了したため精算を行い、資産の振り分けや耐用年数の見直し等を行った結果発生したものである。

しかし、10 百万円を超えるような過年度損益の修正は望ましいものではない。

なお、過年度損益修正が発生したそれぞれの主な要因は以下のとおりである。

(1) 渋川工業用水道事務所 事務所改築工事

① 固定資産台帳 (取得価額)

(単位:千円)

	精算前 (A)	振替増減 (B)	精算後 (A+B)
建物	69,015	△16,710	52,304
構築物	1,469,534	△5,210	1,464,324
機械及び装置	731,684	21,894	753,578
計	2,270,234	△27	2,270,207

なお、帳簿価額の差額△2 千円は概算振替時に全部除却済である沈殿池受電設備の概算振替時(3,245 千円)と精算時(3,273 千円)との差額である。

② 減価償却費 (減価償却累計額) の修正

(単位:千円)

	精算前 (A)	振替増減 (B)	精算後 (A+B)
建物	3,669	1,055	4,725
構築物	42,476	8,057	50,534
機械及び装置	51,766	32,609	84,375

計	97,912	41,722	139,634
---	--------	--------	---------

建物や構築物の取得価額が減少しているにもかかわらず、減価償却費が増加しているのは、当初、建物は58年と38年、構築物は50年の耐用年数で一括計上していたが、修正後は、建物は8年～38年、構築物は10年～60年（うち30年、40年が多い）と短くなったことによるものである。

これにより、過年度損益修正損は、取得価額の修正27千円と減価償却費の追加計上の41,722千円を合わせた41,750千円が発生した。

(2) 渋川工業用水道事務所 上郊増強工事

① 固定資産台帳（取得価額）

(単位:千円)

	精算前 (A)	振替増減 (B)	精算後 (A+B)
建物	60,726	△932	59,794
構築物	503,391	△19,761	483,629
機械及び装置	435,606	20,693	456,300
計	999,724	0	999,724

② 減価償却費（減価償却累計額）の修正

(単位:千円)

	精算前 (A)	振替増減 (B)	精算後 (A+B)
建物	1,518	△1,518	0
構築物	11,605	△1,272	10,333
機械及び装置	12,136	18,344	30,480
計	25,260	15,553	40,814

建物について減価償却累計額が全額修正されて0円となっているのは、建物の取得価額を見直した結果、全額補助金の対象となったため、減価償却費を計上する対象がなくなったことによる。

また構築物（耐用年数40年）に計上されていた約20,000千円が機械装置（耐用年数6年～20年）に振り替えられた結果、減価償却費が増加した。

これにより、過年度損益修正損が15,553千円発生した。

(3) 東毛工業用水道事務所 事務所拡張工事（第1次～第5次）

① 固定資産台帳（取得価額）……該当なし

② 減価償却費（減価償却累計額）の修正

(単位：千円)

	精算前 (A)	振替増減 (B)	精算後 (A+B)
構築物	952,479	△136,685	815,794
機械及び装置	43,055	5,460	48,515
計	995,534	△131,224	864,310

構築物の減価償却費が 136,685 千円減少しているのは、当初、道路舗装の本復旧を単独の項目として 10 年の耐用年数で計上していたが、これをそれぞれの配水管路に振り分けて耐用年数 40 年に変更したことによる。

また、機械及び装置の減価償却費が 5,460 千円増加しているのは、耐用年数が 20 年から 15 年に短縮されたことによる。

以上のことから、過年度損益修正益が 131,224 千円発生した。

(4) 東毛工業用水道事務所 事務所拡張工事 (第 6 次～第 10 次)

① 固定資産台帳 (取得価額)

(単位：千円)

	精算前 (A)	振替増減 (B)	精算後 (A+B)
地上権	164	463	627
構築物	4,070,745	13,263	4,084,008
計	4,070,909	13,726	4,084,636

② 減価償却費 (減価償却累計額) の修正

(単位：千円)

	精算前 (A)	振替増減 (B)	精算後 (A+B)
水利権	119,174	9,166	128,341
ダム使用权	67,266	△8,976	58,290
地上権	164	463	627
構築物	782,491	△92,791	689,699
計	969,097	△92,138	876,958

固定資産について内容を精査したところ、構築物が 13,263 千円、地上権が 463 千円増加した。

水利権の減価償却費が増加は、取得日が平成 13 年 3 月 31 日から平成 12 年 4 月 1 日に変更したことによる。

ダム使用权の減価償却費の減少は、補助金の金額が 87,326 千円から 146,381 千円に増額されたことにより減価償却すべき金額が減少し、毎年の減価償却費が減少したこと

による。

構築物の減価償却費の減少は、当初、道路舗装の本復旧を単独の項目として10年又は16年の耐用年数で計上していたが、これをそれぞれの配水管路に振り分けて耐用年数40年に変更したこと、および増圧ポンプ場配水池168,666千円と取水施設取水口根止め113,597千円を耐用年数60年に変更したことにより、毎年の減価償却費計上額が減少したことによる。

これらの結果、過年度損益修正益が92,138千円発生した。

(意見63)

上記のとおり理由はそれぞれであるが、見積書等から工事の内容はある程度判断がつくことから、例えば道路舗装の本復旧については工事単体ではなく予め配水管工事の一環として耐用年数を決定するなど、工事の現場である各事務所と管理部署とが連絡を密に取りあって、概算計上の段階から極力修正額が少なくなるように固定資産を計上する必要がある。

